

■ 手数料の一覧

屋外広告物の申請の際には、手数料がかかります。種類別に以下のとおりにお支払いください。

種類	単位	金額
屋上広告物、アーチ広告物及び広告塔の類	1基又は1個につき	
	広さ(広告物の表示面積の合計をいう)5㎡まで	1,500円
	広さ5㎡を超える部分につき5㎡ごとに	750円
軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物 その他の広告物の類	1枚、1基又は1個につき	
	広さ(広告物の表示面積の合計をいう)5㎡まで	1,000円
	広さ5㎡を超える部分につき5㎡ごとに	500円
気球広告物	1個につき	750円
横断幕及び幕広告	1張につき	250円
電柱広告物及び街灯柱広告物	1個につき	250円
立看板、はり札、導標板、スタンド その他これらに類するもの	1個につき	250円
はり紙	100枚までごとに	300円

■ その他の法令の許可が必要な場合の問い合わせ先・申請窓口

道路占用許可

〈京都府が管理する道路〉 京都府丹後土木事務所施設保全課 (0772-22-3245)
〈宮津市が管理する道路〉 宮津市建設部土木管理課建設総務係 (0772-22-2121)

道路使用許可

京都府宮津警察署 (0772-25-0110)

自然公園地域内の設置許可

京都府丹後土木事務所施設保全課 (0772-22-3245)

この他にも、掲出物件の高さが**4mを超える場合は**、建築基準法に基づく工作物の確認が必要です。
また、上記の法令以外の規制を受けることがありますので、ご注意ください。

■ 屋外広告物についてのお問い合わせ

宮津市役所建設部都市住宅課都市計画係 (市役所本館南棟3階)

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1
TEL : 0772-22-2121 (代表) FAX : 0772-22-2890
E-mail: keikan@city.miyazu.kyoto.jp

【京都府屋外広告物条例】 (京都府ホームページ)
http://www.pref.kyoto.jp/reiki_honbun/aa30007261.html
【屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則】 (宮津市ホームページ)
<http://www2.city.miyazu.kyoto.jp/reiki/reiki.html>
【許可申請書等の様式】 (宮津市ホームページ)
<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/shinsei/kokyo.html>

屋外広告物について

- 屋外に設置される広告物は、会社や商店の場所を示したり、商品やサービスの情報を提供するだけでなく、特定の場所に人を案内、誘導するなど、私たちの身近な情報の伝達手段として、日常生活にとって欠かせないものとなっています。
- しかし、屋外広告物が無秩序、無制限に設置されると、良好な景観が損なわれたり、広告物の倒壊、落下などにより事故が発生する危険が生じるため、適正な規制を行う必要があります。

■ 屋外広告物とは

「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で広告板、広告塔、広告幕、はり紙、はり札等をいい、表示内容や表示目的を問いません。

■ 主な禁止地域

以下の地域では屋外広告物の設置はできません。

- ① 重要文化財（建造物）の境域、史跡・名勝・天然記念物の指定地域
- ② 森林法で指定された保安林の地域
- ③ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、病院、公衆便所の建物及び敷地
- ④ 墓地及び周囲の区域、社寺、教会、火葬場、葬祭場の建物及び境域
- ⑤ 都市公園の区域
- ⑥ 知事が指定した道路及びその付近の地域

■ 主な禁止物件

以下の物件では屋外広告物の設置はできません。

- ① 街路樹、路傍樹
- ② 橋、トンネル、高架構造、分離帯
- ③ 石垣、擁壁の類
- ④ 信号機、道路標識、歩道柵、ガードレール、カーブミラー、視線誘導標、駒止めの類、里程標の類
- ⑤ 電柱、街灯柱
- ⑥ 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- ⑦ 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- ⑧ 送電塔、送受信塔、照明塔
- ⑨ 煙突、ガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- ⑩ 銅像、神仏像、記念碑の類
- ⑪ 景観重要建造物、景観重要樹木
- ⑫ 道路の路面

■ 屋外広告物の申請手続き

宮津市建設部都市住宅課まち景観係へ次の書類を提出し許可を受けてから設置又は掲出してください。

申請書類


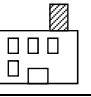
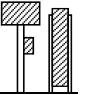
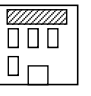
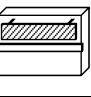
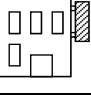
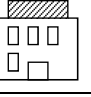

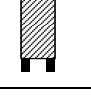
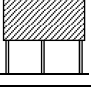
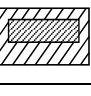
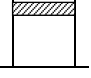
新規の設置、変更（期間更新、移転、改造、意匠の変更）、除却の場合、申請書を提出してください。
なお、正本・副本、各1通ずつお願いします。

添付書類

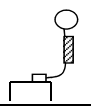
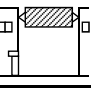
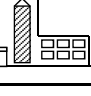
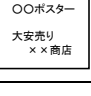
- ① 許可申請書を補足する図書類（位置図、取付図、設計図等）
- ② 土地・建物等の使用承諾書（他人の所有又は管理地、建物等に設置する場合）
- ③ 建築基準法に基づく工作物確認書（高さ4m以上の広告板や広告塔を設置する場合）
- ④ 道路法に基づく道路占用許可書（道路上に設置する場合）
- ⑤ 道路交通法に基づく道路使用許可書
（一般広告塔を交差点から20m以内に設置する場合や設置工事等で道路を使用する場合）
- ⑥ 自然公園法に基づく設置許可書（自然公園特別地域内に設置する場合）

- 許可期間は3年間です。なお、立看板、はり紙等の許可期間は30日間です。
- 期間更新の場合は、上記の添付書類の他に写真を添付し、期間満了日までに更新手続きの申請をしてください。

■ 屋外広告物の許可基準

種類		面積	幅・高さ 等	その他の条件
広告塔	路上広告塔 		高さ=2m以下	
	屋上広告塔 		高さ=設置する建築物・工作物の1/3以下で、上端が地上から46m以下	永久構造物
	一般広告塔 		高さ=30m以下 (木造は10m以下)	道路の交差点から、20m以上離れた箇所に設置
軒下広告物	壁面直接設置 	壁面の1/2以下	長さ=設置壁面の同一方向の長さを超えない	道路上に突出させないものであること
	突き出し平行配置 	壁面の2/3以下、20㎡以下	長さ=設置壁面の同一方向の長さを超えない	道路上に突出させないものであること
	突き出し垂直配置 	10㎡以下	壁面から1m以上突出させない	道路上に突出させないものであること
屋上広告物	洋風屋根設置 		縦=3m以下 横=屋根幅2/3以下	・永久構造物 ・屋根面に直描しないもの
	和風屋根設置 		縦=2m以下、広告物の上端が大棟の高さを超えない 横=屋根幅2/3以下	・永久構造物 ・屋根面に直描しないもの
立看板 			縦=2m以下 横=1m以下	・掲出期間30日以内 ・道路に設置しないこと ・高さ30cmの脚を有すること
建植広告物 	30㎡以下		上端が地上から6m以下	・著しい変形でないこと
へい垣広告物 	へい垣面の1/2以下		上端がへい垣の高さを超えない	・2個以上並べて設置するときは、その上端が同一の高さであること ・へい垣面に直描しないものであること
アーチ広告物 			縦=2m以下	設置場所は繁華街または、これに準ずる地域

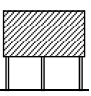
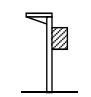
ただし、「天橋立周辺地域景観計画」における俯瞰景観重点ゾーン内では、屋上広告塔・屋上広告物・軒下広告物（突出型）の設置は、自己用広告物に限る。

種類		面積	幅・高さ 等	その他の条件
気球広告物 			球形=直径3m以下 綱の長さ=45m以下	・ネット面に広告物を設置すること ・補助綱を用いること
横断幕 			縦=1m以下	設置場所は繁華街または、これに準ずる地域
幕広告 			長さ=11m以下 幅=1.5m以下	
貼り紙 	1㎡以下		1辺1m以下	・掲出期間は30日以内 ・著しい変形でないこと
その他	何の規定もしていない。府から委譲を受けた際の資料によると、上記の種類の規定を併用すること。			

※ 車両広告の申請は、京都府建設交通部都市計画課まで

■ 禁止に対する特例許可基準

下記の広告物については、禁止に対する特例であり、宮津市内の一部の決められた地域又は道路沿いについてのみ、許可されます。

種類		面積	幅・高さ 等	その他の条件
建植広告物 	30㎡以下		1辺（脚の部分の長さは算入しない。）10m以下	・形状は横短冊形 ・色彩、意匠は簡素なもの ・ペンキ塗装
街灯柱広告物 			・縦=50cm以下 ・横=30cm以下 ・下端が地上から4.5m以上（歩道上2.5m以上）	・突出広告物 ・街灯柱1本に広告物は1個 ・色彩、意匠は簡素なもの ・ペンキ塗装

■ 宮津市内の主な禁止地域について

重要文化財（建造物）の境域、史跡・名勝・天然記念物

天橋立、丹後国分寺跡、智恩寺、旧三上家住宅、籠神社、成相寺 など

都市公園

島崎公園、滝上公園、杉末公園、宮津運動公園、天橋立公園、傘松公園、日置ふれあい公園、府中公園、丹後海と星の見える丘公園

禁止地域を設けている道路

国道178号線府中道路の道路境界線から100m地域（真名井川～終点）

この他にも、禁止地域が設けられていますので、ご注意ください。